

LP ガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

弊社は、2024 年 4 月 2 日に交付されました液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）の改正省令につきまして、以下の 3 項目を遵守、徹底し、LP ガスが消費者に信頼され、選択されるエネルギーとなるため取り組んでまいります。

【取組内容】

- ・ 過大な営業行為の制限
正常な商慣習を超えた利益供与は行いません
LP ガス事業者の切替えを制限するような「条件付き契約」締結等を行いません
- ・ 三部料金制の徹底
基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）を徹底します
LP ガス消費と関係のない設備費用の LP ガス料金への計上禁止
賃貸向け LP ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止
- ・ LP ガス料金の情報提供
入居希望者への LP ガス料金の事前提示に努めて参ります（入居希望者に直接またはオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）

2025 年 8 月
有限会社 高山商店